契 約 変 更 理 由 書

神 戸 市

工　　事　　名	長田楠日尾線（熊内）電線共同溝整備工事（その１）

契約変更後の工事概要

電線共同溝工	L=250m
道路付属施設工（照明）	１式
交差点改良工	１式
仮設工	１式

契約変更の理由

１．関係機関協議の結果、連系管と引込管の敷設位置およびハンドホールの設置位置の変更により曲管等の敷設延長が増加したことから、電線共同溝工(管路工)が増工となる。電線共同溝工において、掘削時に、当初管路線形では地下埋設物に干渉することが判明した。地下埋設物を避けるため線形変更が必要となり、曲管が増えたため管路工が増工となる。

２．公安委員会協議の結果、歩行者の交通安全を目的とした熊内橋通２交差点のコンパクト化を本工事に合わせて行う必要が生じたため、交差点改良工が増工となる。

３．公安委員会協議の結果、舗装工の施工中の仮歩道の設置方法や舗装復旧範囲に変更が生じたことなどから、道路復旧工・道路補修工が増工となる。

４．その他の工種及び数量の増減については、現地精査による。